

就学援助（新入学児童学用品）の入学前支給のお知らせ

幸手市では、経済的理由で市立小中学校への就学が困難な保護者に、給食費や学用品費等を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助費のうち、ランドセルや上履きといった入学時に必要とされる経費「新入学児童学用品費」については、小学校入学前に支給いたします。

支給を希望される方は、内容をご確認のうえ、期限内に申請くださいますようお願いいたします。

1 援助の対象となる方

下記（１）～（３）のすべてに該当する方

（１）令和8年4月に、幸手市立小学校に入学予定のお子さまがいる方

（２）令和8年2月1日時点で幸手市内に住所を有する方

※幸手市外にお住まいで、幸手市立小学校へ入学予定の場合は、裏面お問合せ先にご相談ください。

（３）認定基準のいずれかに該当する方（詳しくは、申請書の申請理由欄をご覧ください）

①生活保護法に基づく保護の廃止または停止を受けた方

②地方税法に基づく市民税が非課税または減免を受けた方

③国民年金の掛け金、国民健康保険料、固定資産税の減免を受けた方

④児童扶養手当の支給を受けている方（※児童手当・特別児童扶養手当ではありません）

⑤家族（同一世帯）の前年所得の合計が市で定める基準以下の方（※下記「認定基準額」参照）

【認定基準額（認定の目安）】

世帯 人数	家族構成（例）	世帯の所得の認定基準額	
		持ち家の場合	賃貸(家賃5万)の場合
2人	母30歳・子6歳	約160万円以下	約230万円以下
3人	父37歳・母36歳・子6歳	約210万円以下	約280万円以下
4人	父39歳・母38歳・子13歳・6歳	約270万円以下	約340万円以下
5人	父42歳・母39歳・子13歳・10歳・6歳	約310万円以下	約370万円以下

※表の「認定基準額」は、家族構成（世帯員の年齢等）及び住宅状況（持家・賃貸）等により異なりますので、目安としてご覧ください。

※所得とは、
・給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

・自営業者の場合、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です。

2 援助内容

援助の種類	対象者および金額
新入学児童学用品費	入学予定児童（令和8年4月入学）のみ該当 57,060円（定額）

3 申請の手続き

※就学予定児童の兄姉が小中学校に在籍しており、すでに就学援助の“認定”を受けている場合も、申請が必要です。

ただし、下記の「(3) 申請に必要なもの」について③～⑥の添付書類は省略できます。

(1) 申請期間

令和7年10月1日(水)～令和8年1月30日(金) *土・日・祝日は除く

(2) 申請場所

幸手市教育委員会 学校教育課 窓口(幸手市役所第二庁舎2階)

(3) 申請に必要なもの

①申請書(幸手市教育委員会 学校教育課窓口にもあります。)

②振込先の確認できる通帳等

③賃貸住宅にお住まいの方は、現在の家賃額と契約者名が確認できるものの写し

(賃貸借契約書、家賃の支払通知書等の写し) ※家賃引き落とし口座の通帳写しは不可

④児童扶養手当を受給している方は、受給者証の写し(特別児童扶養手当を除く)

⑤減免を受けている場合は「減免通知書」等、減免がわかるものの写し

⑥令和7年1月2日以降に幸手市に転入した方は、令和7年1月1日時点の住所地が発行する令和7年度(令和6年分)の住民税決定通知書または所得証明書(所得額、扶養人数、社会保険料控除、生命保険料控除等が記載されているもの)

《ご注意》 収入の有無にかかわらず、令和6年分の所得の申告を必ず済ませてください。

未申告の場合は、申請していただいても認定できません。

4 審査結果の通知、支給時期

○教育委員会から審査の結果(認定・却下)を申請者全員に通知します。

結果通知の発送	支給時期及び支給方法
令和8年2月下旬	令和8年3月中旬に、指定された保護者口座に振込み

5 注意事項

(1) この申請の対象経費は、新入学児童学用品費のみです。

令和8年度 就学援助費(給食費、学用品費等)を希望する場合は、入学後に改めて在校生向けの申請書類等をご提出ください。

入学後の就学援助では「新入学児童学用品費」は、支給されませんので、希望する方は必ず、この申請をしていただきますようお願いいたします。

(2) 受給後に市外転出等で、幸手市立小学校へ入学されない場合は、援助費の返還は求めませんが、重複支給にならないよう転出先市区町村に支給した旨を通知いたします。

(3) 幸手市外にお住まいで、幸手市立小学校に入学予定の場合は、下記お問合せ先にご相談ください。



【お問合せ先】

幸手市教育委員会教育部学校教育課

電話 0480-43-1111 内線 634

